

わたしたちも消費者



お金を支払って商品やサービスを購入して生活する人を**消費者**と言います。
つまり、私たち中学生もみんな『消費者』です。

事例1

気が付いたら、携帯電話の請求額が…

オンラインゲームでアイテムを購入した。アイテムは、たった数百円で買えるし、携帯電話料金と一緒に請求されるから親にばれないと思った。

ある日、家に帰ると、母親に「これはどういうことなの!？」と携帯電話の請求書を見せられた。数百円分のつもりがつい夢中になり何度も購入、総額5万円になっていた。

このトラブル、みんなはどう思う？



チェックしてみよう📱

チェック内容	チェック
1. オンラインゲームで負けたくないからアイテムを買っている。	
2. たった数百円だし課金することは問題ない事だと思う。	
3. 親の承諾なしに課金ができる設定になっている。(パスワードを知っている)	
4. 自分の携帯だから親に言わずに課金している。	

一つでも当てはまれば、**要注意**!!

☆中学生に多い消費者トラブル

①オンラインゲームによる課金トラブル

(夢中になってアイテムを次々購入。気づいた時には高額に・・・)

②定期購入トラブル

(『お試し価格』の広告につられ、1回限りのつもりで申込をしたら定期購入だった)

③インターネット通販トラブル

(ネット通販でほしかった商品を格安で見つけた!届いたのは、全く違う商品だった)

④ワンクリック詐欺

(『無料』と書いてあったからポチっとクリック。しかし高額な登録料を請求された)



アリンシュタイン

「自分も消費者のひとり」という意識を持とう



- ・オンラインゲーム内の課金や無料ゲームのダウンロードも立派な**消費者契約**です。まずは保護者に相談し、利用規約を一緒に確認してもらうようにしましょう。
- ・必ずしも有料サービスを利用してはいけなわけではありません。使うたびに保護者に相談し、何度利用したか、いくら利用したか、しっかり記録しておきましょう。
- ・万が一、契約をしてしまった場合は、すぐに保護者に相談しましょう。



保護者の方へ消費生活相談窓口からアドバイス



どんなに気を付けていても巻き込まれる危険性があるのが消費者トラブルです。中学生だけでは解決できないことも沢山あります。「困った」「怖い」「気になる」ことが少しでもあったら、すぐ家族など身近な大人に相談することが大切だと伝えておきましょう。もし消費者トラブルに巻き込まれたときは、**消費生活相談窓口**へ相談ください。



『**ペアレンタルコントロール**』機能を活用しましょう。

ペアレンタルコントロールとは、子どもがインターネットやスマホ、パソコン、ゲーム機などを利用する際に、保護者が制限を設定できる機能です。子どもに安全に利用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。

西諸県地域消費生活相談窓口（小林市役所市民課内）

● 相談窓口専用電話

☎ **23-1179（直通）又は188（局番なし）**

● 受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～16：00

※来所相談を希望される方は、事前の連絡をお願いします。



中学生本人からの相談も受け付けています。

「困ったな」「不安だな」と思ったらすぐに相談してください。